

離島振興法の概要

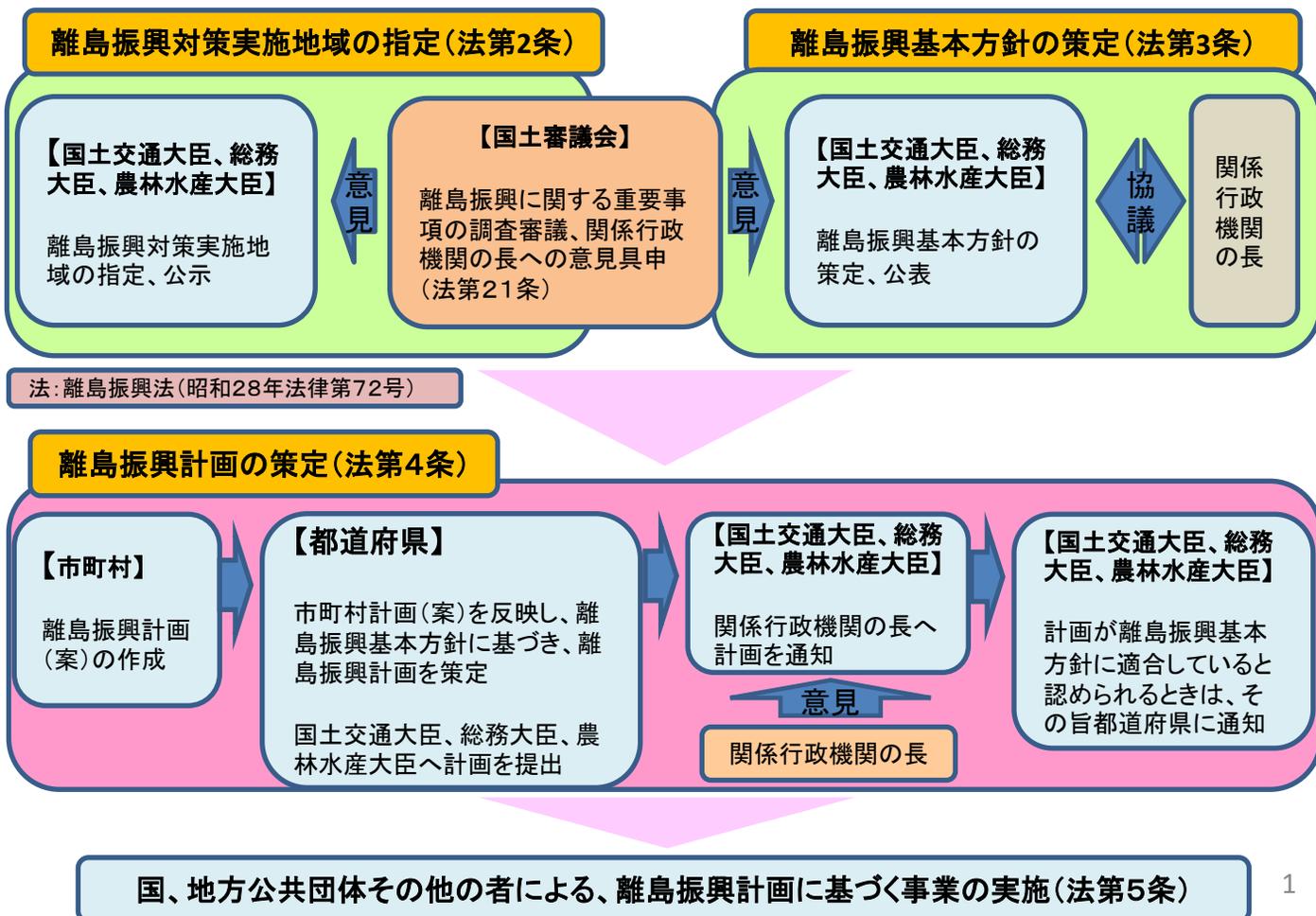
1. 制定及び改正の経緯

- ① 離島地域を有する地方公共団体等の要望の高まりを背景に、昭和28年に議員立法により制定（10年間の時限立法）
- ② 現行の離島振興法は、所要の改正と有効期限の10カ年延長が提案され、平成14年7月12日に成立、同19日公布、平成15年4月1日から施行（5回目の改正・延長）

2. 離島振興法の目的

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与

3. 離島振興法の体系



4. 離島振興法に係る施策及び特例措置等

■ 補助率の嵩上げ、離島振興計画に基づく事業で政令に定めるものへの補助（法第7条） （嵩上げ）

- ・港湾、漁港、道路、空港、義務教育施設、消防機械器具施設（1項）
- ・災害復旧事業（5項）
- ・簡易水道（6項）
- ・他の政令による特例措置（海岸・土地改良等）（7項）
- ・教員住宅等（8項）

（政令に定めるもの（法第7条4項関連））

- ・産業振興、教育及び文化振興、観光開発に係る施設整備
- ・指定事業（携帯電話等エリア整備事業、離島漁業再生支援交付金等）

■ 医療の確保等（法第10条）

- ・診療所の設置、患者輸送車の整備、定期的な巡回診療等への補助等

■ 税の特例（法第19、20条）

（国税の特例措置（19条））

- ・所得税・法人税の特別償却

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（20条））

- ・地方税の課税免除に伴う減収補填

■ 配慮事項（法第6、8、9、11～18条）

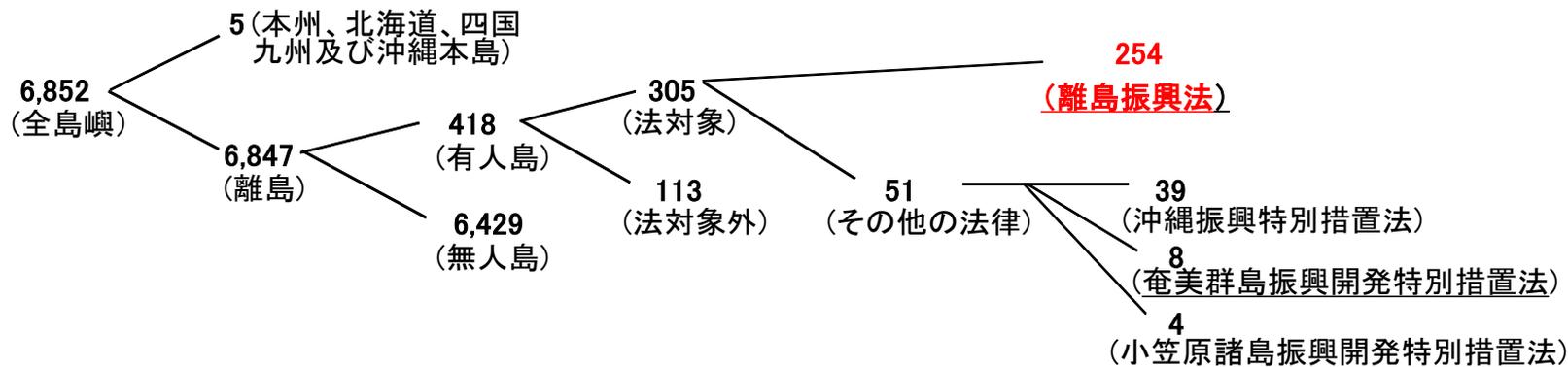
- ・国の予算への計上（6条）
- ・地方債への特別配慮（8条）
- ・資金確保その他の援助（9条）
- ・高齢者福祉増進（11条）
- ・交通確保（12条）
- ・情報流通円滑化及び通信体系充実（13条）
- ・農林水産業振興（14条）
- ・教育充実（15条）
- ・地域文化振興（16条）
- ・地域間交流促進（17条）
- ・農地法、自然公園法等における配慮（18条）

離島振興対策実施地域の概要

- 我が国は6,852の島嶼により構成されている。このうち、離島振興法による離島振興対策実施地域は **254島(75地域)** となっている。
- 離島振興対策実施地域の面積は **5,206 km²** で全国面積の **1.38%**、人口は **約38万7千人** で全国人口の **0.30%** を占めている。

日本の島嶼の構成

(平成 24 年 4 月 1 日現在)



離島振興対策実施地域の現況

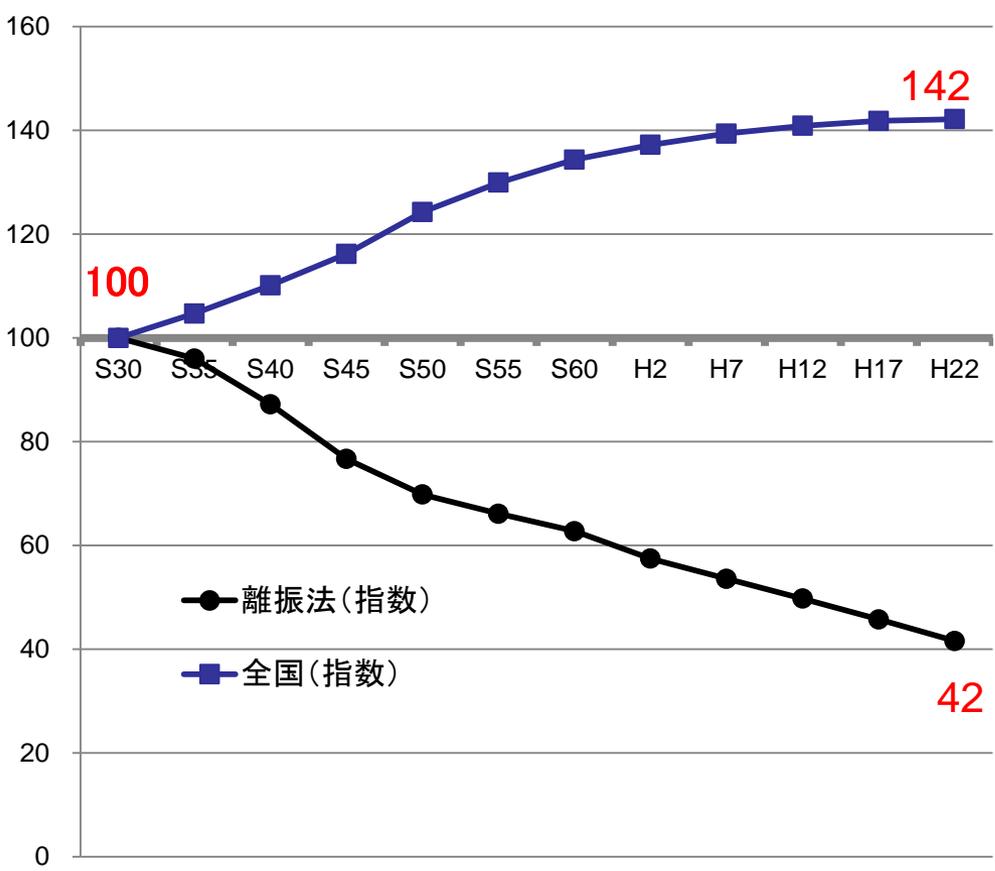
区分	離島の状況
地域数	75
指定有人島数	254
面積	5, 206km ²
(対全国比)	(1.38%)
人口	387千人
(対全国比)	(0.30%)
関係市町村数	110

(注)人口は、平成22 年国勢調査による。

離島の人口

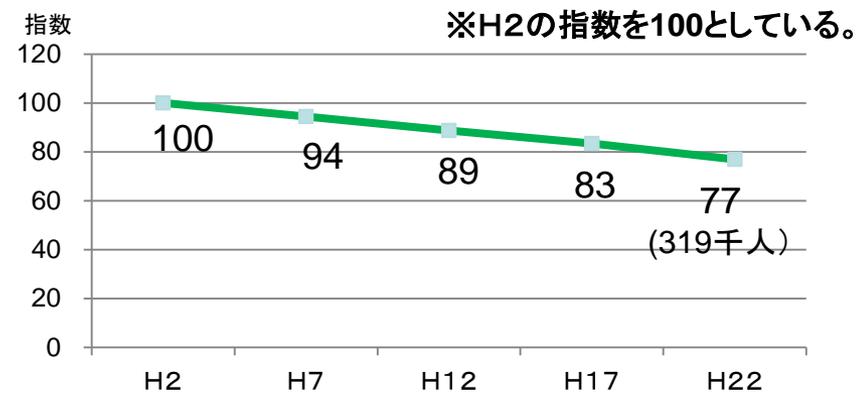
■ 昭和30年から平成22年までの人口の推移をみると、全国の人口は約4割増加している一方、離島の人口は5割以上減少している。
 ■ 離島地域の人口減少率は過疎地域と比較しても著しい。

離島の人口の推移(S30~H22)



(出典)国勢調査(総務省)、離島統計年報

全部離島の人口の推移(H2~22)



(出典)国勢調査(総務省)
 (注)H22時点の全部離島(33市町村)ベースによる比較

離島と他の条件不利地域等の人口推移の比較(H17-22)

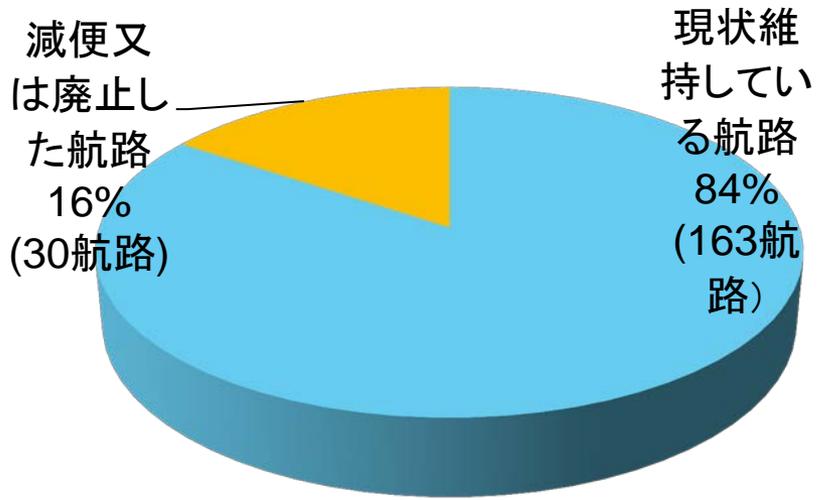
地域	人口の増減率 (H17-H22)
離島	-9.1%
過疎地域	-7.1%
全国	0.2%

(出典)国勢調査(総務省)、離島統計年報 4

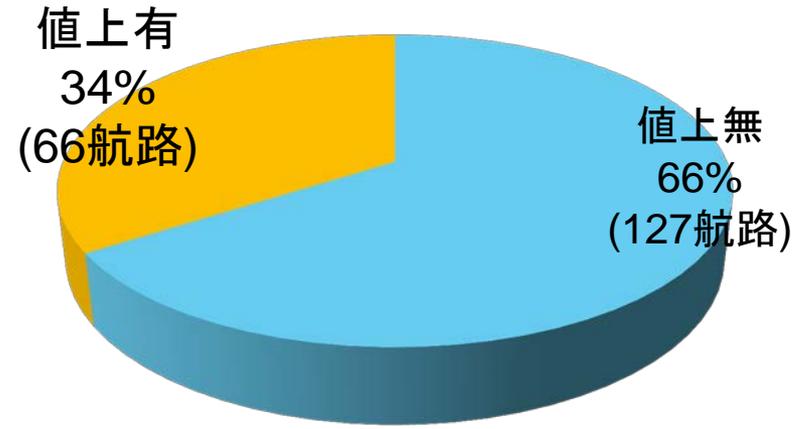
離島の交通

- 離島航路の利用者数はH14年とH18年を比較すると約11%減。
- 離島航路の16%で減便又は廃止。 34%で運賃値上げを実施。

離島航路の状況



○離島航路減便・廃止の割合



○離島航路値上げの割合

※本資料における離島航路は、離島振興対策実施地域の離島から就航している航路である。

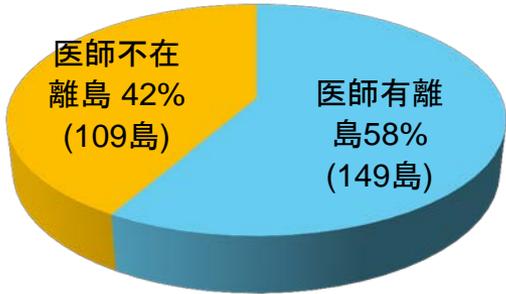
(出典: 離島振興計画フォローアップ)

離島の医療・福祉

- 医師不在の離島は約4割。
- 産婦人科がある離島は、10島しかない。
- 185島(全体の71%)で介護保険施設の整備がされていない。

離島における医療の状況

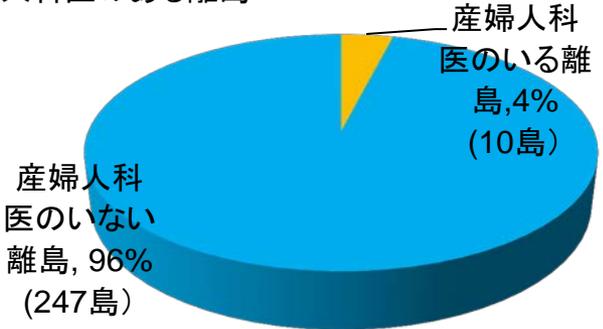
○ 離島全体の医師不在割合 (H19)



(出典: 離島振興計画フォローアップ)

離島における産婦人科医の状況

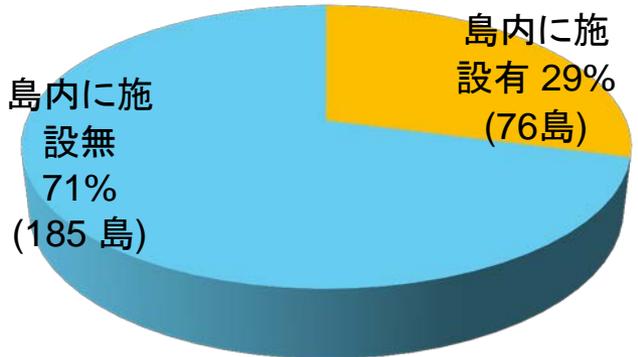
○ 産婦人科医のある離島



(H23: 離島振興課調べ)

介護保険施設の状況

○ 島内で介護保険施設が整備されている離島の割合



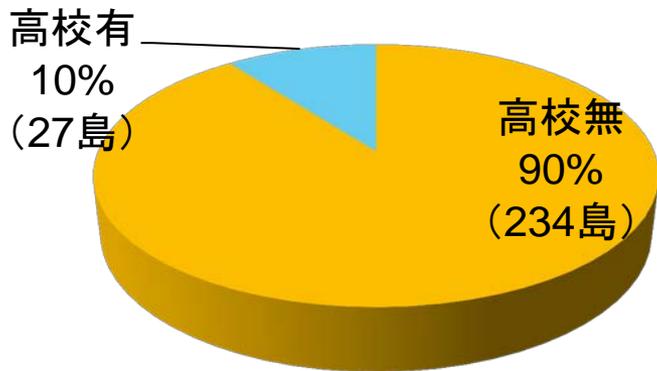
(出典: 離島振興計画フォローアップ)

離島の教育

- 島内に高校のある離島は約10%
- 離島の小学校は、平成14～20年の間に、42校(離島の小中学校数の約11%)が廃校となった。
- 離島の中学校は、平成14～20年の間に、21校(離島の中中学校数の約9%)が廃校となった。

離島の高等学校の教育環境

○ 離島の高等学校有無割合(H20)



(出典: 離島振興計画フォローアップ)

離島の小中学校の廃校の状況

○ 離島の小中学校の廃校の状況(H14-H20)

	平成14年	平成20年	差
小学校	394	352	△42 (-11%)
中学校	235	214	△21 (-9%)

(出典: 離島振興計画フォローアップ)

離島振興法の一部を改正する法律 概要

1. 目的規定の充実 (第1条)

- ① **離島の国家的国民的役割の明確化**
離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている旨を規定
- ② **離島の置かれた現状と背景の明確化**
四方を海等に囲まれていること、人口減少の長期継続、高齢化の急速な進展等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件下にある旨を規定
- ③ **離島振興の目的の拡大**
人の往来・生活物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況の改善、産業基盤・生活環境等に関する地域格差の是正、地域間交流の促進、無人島の増加や人口の大幅減少の防止、定住の促進を図る旨を規定

2. 基本理念・国の責務の新設 (第1条の2)

- ① **基本理念**
離島の振興のための施策は、離島の国家的国民的役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的社会的条件の改善、地域間交流の促進、無人島の増加や人口の大幅減少の防止、定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならない。
- ② **国の責務**
基本理念にのっとり、離島の振興のための施策を総合的・積極的に講ずる責務

3. 実施体制の強化等 (第21条の2・第21条の3等)

主務大臣の追加（文部科学、厚生労働、経済産業、環境）、国土審議会への報告

4. 基本方針・振興計画・基本的施策の充実

(第3条、第4条、第10条～第17条の4)

- ① **基本方針・振興計画の充実**
 - ・ 就業、介護、自然環境、エネルギー、人材に関する項目の新設
 - ・ 人・物の移動費用の低廉化、妊婦通院・出産支援、修学支援、防災・地震対策の明記
 - ・ 振興計画について、離島市町村の要請による策定、住民意見を反映させる措置
- ② **基本的施策の充実**
医療、介護、福祉、交通、情報通信、産業、就業、生活環境、教育、文化、観光・交流、自然環境、エネルギー、防災に関するソフト施策の充実

5. 財政・税制上の措置、離島活性化交付金等の交付

(第6条、第7条の2～第7条の4、第19条)

- ① 財政上の措置等、公共事業予算の明確化についての特別の配慮
- ② **離島活性化交付金等の交付**
ソフト施策の充実を図るため、都道府県が作成した離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるための交付金等の交付
(対象事業：ガソリン流通コスト対策、妊婦通院・出産支援、高校生修学支援等を予定)
- ③ 法律の目的の達成に資するための税制上の措置等

6. 離島特区制度の整備 (第18条の2)

地域の創意工夫を生かした振興を図るため、離島特区制度について総合的検討→必要な措置

その他 法律の有効期限の10年間延長（平成35年3月31日まで）、防災のための財政措置等、財源の確保、特に重要な役割を担う離島の保全・振興に関する検討等 について規定

離島の振興に関する件

※参議院附帯決議も概ね同内容

離島は四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、定住の促進を図ることは喫緊の課題であり、政府は、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺漏なきを期するべきである。

一 今回の改正離島振興法の最大の特徴の一つであるソフト事業支援施策については、介護、自然環境、再生可能エネルギーをはじめ、交通・情報通信、産業・雇用、医療・福祉、教育、防災・減災の分野といった多岐にわたるものであり、具体的かつ充実した施策の実施に努め、離島住民の定住に資するものとする。例えば、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実等について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。とりわけ新しく創設した離島活性化交付金制度については積極的かつきめ細やかな活用を図ること。

二 改正後の離島振興法第七条の二の規定による離島活性化交付金等事業計画に記載する事業等として、離島漁業再生支援交付金、携帯電話等エリア整備事業、へき地保健医療対策費、医療施設等設備整備費、医療施設等施設整備費、離島流通効率化事業及び離島高校生修学支援事業を盛り込むとともに、離島の妊婦の健康診査の受診及び出産に対する支援等新たな国の離島活性化に資するソフト事業についても盛り込むこと。

また、改正後の離島振興法第七条の四の規定により公表することとする事業等としては、地域公共交通確保維持改善事業及び離島ガソリン流通コスト支援事業を盛り込むこと。

三 離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であり、いわゆる「海の国道」として重要な役割を担っている航路もあることを踏まえ、必要な支援を行うこと。また、離島航路・航空路の安定的な維持が離島における定住の促進に欠かせないことから、その支援に関して必要となる新たな法制の整備を含め支援のあり方について検討すること。併せて、国と地方の適切な役割分担も踏まえて、離島の道路の国道指定について柔軟な運用を図ること。

四 政府において、災害時多目的船（病院船）を導入・運用する際は、災害時等以外の平時における離島住民の検診・医療等への活用について検討すること。また、災害時の離島の孤立防止等のため、離島における飛行艇の定期的な活用も併せて検討するとともに、ヘリポートの整備を推進すること。

五 学校は離島定住促進の条件として極めて重要な施設であることに鑑み、こうした教育施設の維持及び存続について国は可能な限り支援すること。

六 離島特別区域制度について、政府はその制度の詳細設計を定めた新たな法制の整備を早急に検討すること。その際、既存の復興特別区域制度等を参考とし、厳しい自然的社会的条件の下にある離島の活性化と定住の促進に資する規制の特例措置、金融・財政上の措置などを盛り込むこと。

七 政府は、離島振興の成功事例を収集し、離島関係自治体への周知の徹底に努めること。

八 本委員会は、附則第五条に規定する「早急に」は、一年以内と認識する。

右決議する。